

# 奈々子 report



〔発行：日本共産党神奈川県議団 横浜市中区日本大通り1新庁舎 7F ☎045-210-7882 2020年8・9月号〕

## ●コロナ対策強化求め 補正予算に賛成●

共産党は「なんでも反対」と思われがちです。が、議案の6～7割は賛成します。少しでも**県民に不利益なものが含まれていれば議案に反対**するのです。例えば、カジノ IR への企業誘致支援や、下水道料金の値上げにつながりかねない議案などです。住民の暮らしを少しでも改善するために、妥協しない姿勢の表れです。



県議会では**国政での野党もこの間すべての議案に賛成する**のでオール与党議会といわれています。「すべてに賛成」では議会の意義が問われます。

今回は十分とはいえないまでも住民の暮らしを支える議案でしたのですべて賛成しました。私が議員になって初めてです。討論の中ではPCR 検査体制の拡充や地域の**医療機関、介護事業所も含めて財政支援を行うことを要求**しました。

## ●予算委員会●

コロナ禍のもと、生活支援課が関わる、緊急小口資金の貸付業務は3か月で昨年年間比300倍に。生活保護業務は1.3倍に増大。

中小企業支援課が所管し、休業要請に応えた事業所への感染症拡大防止協力金の申請も膨大になり処理理想期間を2倍以上要する事態です。

県の支援策を届ける「小規模企業応援隊」は、ボランティア頼みで、この間感染を恐れて休止状態だったとか。



災害やパンデミックに備えるためにも日頃から、**権限と責任を持った人員配置強化**を求めました

## ●差額ベッド問題●

厚生労働省通知より。「**治療上の必要**」により特別療養環境室（個室など）へ入院させる場合、**病院は差額ベッド料を請求してはならない**。このことを周知するよう私たちは求めてきました。が、まだまだ知られていません。

最近、ご相談を受けました。通院先でコロナの集団感染があり、転院。自身はPCR検査で陰性でしたが、念のため指示され2週間個室に入院。差額ベッド料を請求されたが……と。

コロナ対策特別委員会で確認しました。

- ①陰性の指示入院で差額ベッド料は請求可能か？
  - ②コロナ感染症の治療で入院している場合、差額ベッド料は請求可能か？
- いずれも「請求してはいけない」と県は明言しました。不当請求の例は残念ながら多数あります。

- ・入院時に簡単に同意書を書かず、「払えない」と交渉すること。



- ・やむなく同意する場合は大部屋希望と書き足すこと。のちに本人希望ではない証拠に。

## ●自然破壊 2 話 & 区内の安全●



平塚市の龍城ヶ丘公園プール跡地市の公園整備計画で樹林帯が伐採される危険性が。生物多様性や津波軽減効果を学ぶフィールドワークに参加。

近隣住民から県に**保安林指定の要望**が出ています。樹林を守るためです。集客のための巨大駐車場よりも、命を守りはぐくむ樹林を、の声に応え指定を急ぐよう委員会で求めました。

相模原市緑区のある谷に、農場計画？**谷埋め盛土は地下水の影響でいつかは崩れる**と専門家指摘。リニアの残土処分だとみられています。県の林地開発許可が問われます。下流域の命を守らねば。

区内では、国県市で補助する相鉄東急直通線の工事の影響で陥没や隆起が起っています。安全第一を追求します。



畑野衆議院議員と白井市議と視察。